

(社) 青森県高齢・障害者雇用支援協会からのお知らせ

高齢者及び障害者の雇用支援のための 業務実施窓口の変更について

これまで社団法人青森県高齢・障害者雇用支援協会が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構から受託して実施してきました「高齢者及び障害者の雇用支援のための業務」(給付金・助成金の支給、相談・援助、障害者雇用納付金の徴収など)につきましては、この度、業務委託が終了し、平成23年4月1日から、青森県においては、この業務を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の下記事務所が実施いたしますので、ご案内申し上げます。

※「高齢者及び障害者の雇用支援のための業務」の概要については裏面をご覧ください。

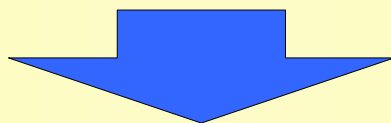
平成23年3月31日(木)まで

社団法人青森県高齢・障害者雇用支援協会

〒030-0801 青森市新町2丁目2番4号 青森新町二丁目ビル7階
TEL 017-775-4063

※平成23年3月22日より、次のとおり移転します。

〒030-0861 青森市長島2丁目10番4号 ヤマウビル6階
TEL 017-775-4063 FAX 017-734-7483



平成23年4月1日(金)から

青森高齢・障害者雇用支援センター

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 青森障害者職業センター雇用支援課)

〒030-0822

青森市中央1丁目25番9号 EME青森ビル6階

TEL 017-721-2125 FAX 017-721-2127

(ホームページ) <http://www.jeed.or.jp>

業務の概要

高齢者雇用支援業務

● 各種助成金・奨励金の申請受付

65歳以上への定年の引上げ等や70歳まで働ける制度の導入、高年齢者等の共同創業による雇用・就業機会の創出の場合の給付金の支給を受けようとする事業主や事業主団体の方々からの申請書の受付等を行います。

<助成金・奨励金一覧>

- 定年引上げ等奨励金
- 高年齢者等共同就業機会創出助成金 等

● 高齢者雇用に関する相談・援助

事業主や事業主団体の方々に対し、専門の高年齢者雇用アドバイザーが企業診断システムの活用や企画立案サービスの提供などにより、賃金・処遇、職場改善などの条件整備に関する相談・援助等を行います。

- 高年齢者雇用アドバイザー及び70歳雇用支援アドバイザーによる相談・助言
- 企業診断システムの活用による課題解決
- 企画立案サービスの提供

障害者雇用支援業務

● 障害者雇用納付金等の申告・申請受付

障害者雇用納付金の申告が必要な事業主の方々からの申告書の受付等を行います。また、障害者雇用調整金・報奨金等の支給を受けようとする事業主の方々からの申請書の受付等を行います。

<納付金等一覧>

- 障害者雇用納付金
- 障害者雇用調整金
- 在宅就業障害者特例調整金
- 報奨金
- 在宅就業障害者特例報奨金

● 各種助成金の申請受付

障害者を新たに雇い入れたり障害者の雇用を継続するための職場環境の改善や職場への適応、仕事の習熟のための雇用管理を行う場合の助成金の支給を受けようとする事業主の方々からの申請書の受付等を行います。

<助成金一覧>

- 障害者作業施設設置等助成金
- 障害者福祉施設設置等助成金
- 障害者介助等助成金
- 職場適応援助者助成金
- 重度障害者等通勤対策助成金
- 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- 障害者能力開発助成金 等

● 障害者雇用に関する講習・啓発活動等

事業主や事業主団体の方々に対し、障害者の雇入れに当たっての工夫や改善、障害者が能力を発揮して活躍するための取組等について、講習・情報提供を行います。また、より専門的な支援を必要とする場合は、適切な支援機関を紹介します。

- 障害者職業生活相談員資格認定講習の開催
- 障害者雇用の促進に役立つ実践的なマニュアルや好事例等の提供
- 障害者雇用優良事業所等の表彰
- 障害者雇用事業所等視察・交流会の実施

地方アビリンピックの開催

障害者の方々が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者の方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として地方アビリンピック(障害者技能競技大会)を開催します。

- 問い合わせ先 (業務委託の終了について、ご質問やご不明な点などございましたら、こちらまでご連絡ください。)

< 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(企画部 渉外課) >

〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー 15階

TEL 03-5400-1627 FAX 03-5400-1635

(ホームページ) <http://www.jeed.or.jp>

※平成23年4月1日以降における上記業務内容についてのお問い合わせは、表面の機構センターまでご連絡ください。